

改正

昭和51年5月31日規則第56号

昭和52年3月31日規則第24号

昭和53年4月19日規則第23号

昭和53年7月5日規則第38号

昭和55年5月8日規則第48号

昭和55年8月1日規則第58号

昭和57年4月1日規則第25号

昭和57年7月1日規則第32号

昭和58年7月25日規則第27号

昭和58年7月28日規則第29号

昭和58年12月22日規則第49号

昭和59年7月30日規則第34号

昭和60年8月28日規則第33号

昭和61年9月1日規則第32号

昭和62年11月5日規則第60号

昭和63年10月20日規則第54号

平成元年12月27日規則第42号

平成2年9月21日規則第57号

平成3年10月14日規則第35号

平成4年9月11日規則第30号

平成5年3月31日規則第13号

平成5年7月1日規則第18号の2

平成6年7月1日規則第21号

平成7年7月1日規則第29号

平成8年7月1日規則第28号の2

平成10年6月30日規則第24号

平成11年4月1日規則第14号

平成12年3月31日規則第8号

平成16年3月31日規則第20号

平成17年3月8日規則第22号

平成18年10月1日規則第91号

平成20年3月31日規則第36号

老人福祉法等による負担金徴収規則

(目的)

第1条 この規則は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第28条第1項の規定等に基づき、市長が納入義務者から徴収する費用（以下「負担金」という。）の額の決定及び徴収に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第2条 この規則において「扶養義務者」とは、民法（明治29年法律第89号）第752条の規定による夫婦及び同法第877条に規定する扶養義務者をいう。

第3条 削除

(老人ホームへの入所委託に要した費用に係る負担金の徴収)

第4条 市長は、法第11条第1項第1号の規定による措置を行ったときは、同法第28条第1項の規定に基づき、その入所委託に要した費用に係る負担金を徴収するものとする。

2 前項に規定する負担金の額は、被措置者については別表1の対象収入による階層区分により定める額とし、その主たる扶養義務者については、別表2の税額等による階層区分によつて定める額とする。

3 月の途中で入所若しくは退所した者に係る当該入所若しくは退所した日の属する月分の負担金の額は、1箇月を当該月の実日数で日割計算により算定した額とする。この場合、円未満の端数は切捨てるものとする。

(納入義務者の認定方法)

第5条 負担金の納入義務者の認定は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 法第11条による入所者

(2) 扶養義務者が同一世帯にいるときは、その扶養義務者

2 前項第2号に規定する扶養義務者が2人以上いるときは、当該世帯を事実上主宰し管理する者又は最多税額納付者をもつて納入義務者とする。

(負担金の決定通知)

第6条 市長は、負担金の額を決定したときは、その額を納入義務者に通知するものとする。

2 前項の通知は、佐世保市財務規則（昭和44年規則第9号）第66条第1項に規定する納入通知書をもつて代えることができる。

（負担金の納期）

第7条 第4条に規定する負担金の納期は、毎月20日から翌月5日までとする。ただし、3月分の納期限は、同月末日とする。

2 前項に規定する納期によることができない場合又は当該納期の変更を必要とする場合は、市長は、別に納期を定めることができる。

（負担金の額の調査）

第8条 市長は、第4条に規定する負担金の額の適否について、年1回調査を行うものとする。ただし、市長が必要と認めたときは、随時にこれを行うことができる。

（負担金の額の変更）

第9条 負担金の額の変更により当初賦課した負担金に不足額が生じた場合は、当該不足額を変更した日以後に到来する最近の納期の負担金の額に合算して徴収するものとする。この場合において最近の納期がないときは、随時に納期を定め徴収するものとする。

（負担金の減免）

第10条 市長は、納入義務者が次の各号の一に該当する場合は、負担金を減免することができる。

（1） 地方税法（昭和25年法律第226号）第323条の規定に該当することにより、負担金の属する年度分の市町村民税課税額の減免を受けたとき。

（2） その他やむを得ない事情があると市長が認めたとき。

2 前項の規定により負担金の減免を受けようとする者は、負担金減免申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する負担金減免申請書の提出があつた場合において、その申請内容を審査し、減免する必要があると認めたときは、負担金減免通知書により当該申請者に通知するものとする。負担金を減免しないときも、また同様とする。

附 則

この規則は、昭和51年4月1日から施行し、昭和51年度分の負担金から適用する。

附 則（昭和51年5月31日規則第56号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用)

- 2 この規則による改正後の身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法及び老人福祉法等による負担金徴収規則別表1の規定は、昭和51年6月分の負担金から適用し、同年5月分までの負担金については、なお従前の例による。

附 則 (昭和52年3月31日規則第24号)

この規則は、昭和52年4月1日から施行し、この規則による改正後の身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法及び老人福祉法等による負担金徴収規則別表1注の規定は、昭和51年度分の負担金から適用する。

附 則 (昭和53年4月19日規則第23号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用)

- 2 この規則による改正後の身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法及び老人福祉法等による負担金徴収規則別表1の規定は、昭和53年度分の負担金から適用し、昭和52年度分までの負担金については、なお従前の例による。

附 則 (昭和53年7月5日規則第38号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用)

- 2 この規則による改正後の身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法及び老人福祉法等による負担金徴収規則別表2の規定は、昭和53年度分の負担金から適用し、昭和52年度分までの負担金については、なお従前の例による。

附 則 (昭和55年5月8日規則第48号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用)

- 2 この規則による改正後の身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法及び老人福祉法等による負担金徴収規則(以下「改正後の規則」という。)別表1の規定は、昭和55年度分の負担金から適用し、昭和54年度分までの負担金については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 前項の規定にかかわらず、老人ホームに係る負担金については、改正後の規則別表1の規定は昭和55年8月分から適用し、同年7月分までについては、なお従前の例による。

附 則（昭和55年8月1日規則第58号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用）

- 2 この規則による改正後の身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法及び老人福祉法等による負担金徴収規則別表1の規定は、昭和55年8月分の負担金から適用する。

附 則（昭和57年4月1日規則第25号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用）

- 2 この規則による改正後の身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法及び老人福祉法等による負担金徴収規則（以下「改正後の規則」という。）別表2の規定は、昭和57年度分の負担金から適用し、昭和56年度分までの負担金については、なお従前の例による。

（経過措置）

- 3 前項の規定にかかわらず、老人ホームに係る負担金については、改正後の規則別表2の規定は昭和57年7月分から適用し、同年6月分までについては、なお従前の例による。

附 則（昭和57年7月1日規則第32号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用）

- 2 この規則による改正後の身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法及び老人福祉法等による負担金徴収規則（以下「改正後の規則」という。）別表1備考の規定は、昭和57年7月分の負担金から適用し、昭和57年6月分までの負担金については、なお従前の例による。

- 3 改正後の規則（別表1注）第4項の規定は、昭和57年4月分の負担金から適用する。

附 則（昭和58年7月25日規則第27号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用）

- 2 この規則による改正後の身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法及び老人福祉法等による負担金徴収規則別表1の規定は、昭和58年度分の負担金から適用し、昭和57年度分までの負担金については、なお従前の例による。

附 則（昭和58年7月28日規則第29号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用）

- 2 この規則による改正後の身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法及び老人福祉法等による負担金徴収規則第7条及び第12条の規定は、昭和58年2月分の負担金から適用し、昭和58年1月分までの負担金については、なお従前の例による。

附 則（昭和58年12月22日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年7月30日規則第34号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用）

- 2 この規則による改正後の身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法及び老人福祉法等による負担金徴収規則（以下「改正後の規則」という。）別表2の規定は、昭和59年度分の負担金から適用し、昭和58年度分までの負担金については、なお従前の例による。

- 3 改正後の規則別表1の規定は、昭和59年7月分の負担金から適用し、同年6月分までの負担金については、なお従前の例による。

（経過措置）

- 4 第2項の規定にかかわらず、老人ホームに係る負担金については、改正後の規則別表2の規定は昭和59年7月分から適用し、同年6月分までについては、なお従前の例による。

附 則（昭和60年8月28日規則第33号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用）

- 2 この規則による改正後の身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法及び老人福祉法等による負担金徴収規則別表1の規定は、昭和60年7月分の負担金から適用し、同年6月分までの負担金について

ては、なお従前の例による。

附 則（昭和61年9月1日規則第32号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用）

2 この規則による改正後の身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法及び老人福祉法等による負担金徴収規則第1条、第5条、第7条、第8条、第10条及び別表1から別表7までの規定は、昭和61年7月1日から適用する。

附 則（昭和62年11月5日規則第60号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用）

2 この規則による改正後の身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法及び老人福祉法等による負担金徴収規則別表6の規定は、昭和62年7月1日から適用する。

附 則（昭和63年10月20日規則第54号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表1及び別表2並びに別表4から別表7までの規定は、昭和63年7月1日から適用する。

附 則（平成元年12月27日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表6の規定は、平成元年7月1日から適用する。

附 則（平成2年9月21日規則第57号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表6の規定は、平成2年7月1日から適用する。

附 則（平成3年10月14日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表6及び別表7の規定は、平成3年7月1日から適用する。

附 則（平成4年9月11日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表6の規定は、平成4年7月1日から適用する。

附 則（平成5年3月31日規則第13号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成5年7月1日規則第18の2号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表1、別表4及び別表6の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る負担金から適用し、同日前までの利用に係る負担金については、なお従前の例による。

附 則 (平成6年7月1日規則第21号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表6、別表7及び別表8の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る負担金から適用し、同日前までの利用に係る負担金については、なお従前の例による。

附 則 (平成7年7月1日規則第29号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表1から別表5までの規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る負担金から適用し、同日前までの利用に係る負担金については、なお従前の例による。

附 則 (平成8年7月1日規則第28の2号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表1、別表2、別表4及び別表5の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る負担金から適用し、同日前までの利用に係る負担金については、なお従前の例による。

附 則 (平成10年6月30日規則第24号)

この規則は、平成10年7月1日から施行し、改正後の別表6及び別表7(備考の改正部分に限る。)の規定は、平成7年7月1日から適用する。

附 則 (平成11年4月1日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日規則第8号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年 3 月31日規則第20号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成15年 3 月以前の知的障害者援護施設等への援護委託に要した費用に係る負担金及び身体障害者援護施設等への援護委託に要した費用に係る負担金については、なお従前の例による。

附 則（平成17年 3 月 8 日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年10月 1 日規則第91号）

この規則は、平成18年10月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 3 月31日規則第36号）

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

養護老人ホーム被措置者費用徴収基準

対象収入による階層区分		費用徴収基準月額
1	0 円～270,000 円	0 円
2	270,001～ 280,000	1,000
3	280,001～ 300,000	1,800
4	300,001～ 320,000	3,400
5	320,001～ 340,000	4,700
6	340,001～ 360,000	5,800
7	360,001～ 380,000	7,500
8	380,001～ 400,000	9,100
9	400,001～ 420,000	10,800
10	420,001～ 440,000	12,500
11	440,001～ 460,000	14,100
12	460,001～ 480,000	15,800
13	480,001～ 500,000	17,500

14	500,001～ 520,000	19,100
15	520,001～ 540,000	20,800
16	540,001～ 560,000	22,500
17	560,001～ 580,000	24,100
18	580,001～ 600,000	25,800
19	600,001～ 640,000	27,500
20	640,001～ 680,000	30,800
21	680,001～ 720,000	34,100
22	720,001～ 760,000	37,500
23	760,001～ 800,000	39,800
24	800,001～ 840,000	41,800
25	840,001～ 880,000	43,800
26	880,001～ 920,000	45,800
27	920,001～ 960,000	47,800
28	960,001～1,000,000	49,800
29	1,000,001～1,040,000	51,800
30	1,040,001～1,080,000	54,400
31	1,080,001～1,120,000	57,100
32	1,120,001～1,160,000	59,800
33	1,160,001～1,200,000	62,400
34	1,200,001～1,260,000	65,100
35	1,260,001～1,320,000	69,100
36	1,320,001～1,380,000	73,100
37	1,380,001～1,440,000	77,100
38	1,440,001～1,500,000	81,100
39	1,500,001円以上	150万円超過額×(0.9÷12月) + 81,100円(100円未満切捨て)
備考：上表にかかわらず、平成7年7月から当分の間、140,000円を当該費用徴収基準月額の上 限とする。		

(注1) この表における「対象収入」とは前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。

(注2) 養護老人ホームの3人部屋入居者については、費用徴収基準月額から10%、4人部屋入居者については20%、5人及び6人部屋入居者については30%、7人部屋以上の大部屋入居者については40%をそれぞれ減額した額を費用徴収基準月額とする。この場合、100円未満は切捨てとする。

(注3) 費用徴収基準月額が、その月におけるその被措置者にかかる措置費の支弁額（一般事務費及び一般生活費（地区別冬期加算及び入院患者日用品費を除く。）の合算額をいう。別表2において同じ。）を超える場合には、この表にかかわらず、当該支弁額とする。

別表2（第4条関係）

扶養義務者費用徴収基準

税額等による階層区分		費用徴収基準月額	
A	生活保護法（昭和25法律第144号）による被保護者（単給を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者	0円	
B	A階層を除き前年度分の市町村民税非課税の者	0	
C ₁	A階層及びB階層を除き前年度分の所得税非課税の者	当該年度分の市町村民税所得割非課税（均等割のみ課税）	4,500
C ₂		当該年度分の市町村民税所得割課税	6,600
D ₁	A階層及びB階層を除き前年度分の所得税課税の者であつて、その税額の年額区分が次の額である者	30,000円以下	9,000
D ₂		30,001～80,000	13,500
D ₃		80,001～140,000	18,700
D ₄		140,001～280,000	29,000
D ₅		280,001～500,000	41,200
D ₆		500,001～800,000	54,200
D ₇		800,001～1,160,000	68,700
D ₈		1,160,001～1,650,000	85,000

D ₉		1, 650, 001～2, 260, 000	102, 900
D ₁₀		2, 260, 001～3, 000, 000	122, 500
D ₁₁		3, 000, 001～3, 960, 000	143, 800
D ₁₂		3, 960, 001～5, 030, 000	166, 600
D ₁₃		5, 030, 001～6, 270, 000	191, 200
D ₁₄		6, 270, 001円以上	その月におけるその被措置者にかかる措置費の支弁額

(注1) この表のC₁階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C₂階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び同法附則第5条第2項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

(注2) D₁～D₁₄階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によつて計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項
- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項
- (3) 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成5年法律第68号）附則第2条

(注3) 同一の者が2人以上の被措置者の主たる扶養義務者となる場合においても、上表に示す費用徴収基準月額のみで算定するものであること。

(注4) 費用徴収基準月額が、その月におけるその被措置者にかかる措置費の支弁額（その被措置者が別表6又は別表7により徴収を受ける場合には、当該被措置者に係る費用徴収基準月額を控除した残額）を超える場合には、この表にかかわらず、当該支弁額とする。

(注5) 主たる扶養義務者が、他の社会福祉施設の被措置者の扶養義務者として費用徴収される場合には、この表による徴収額の一部又は全部を免除することができる。